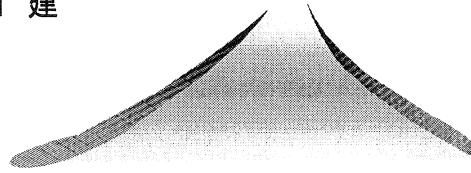


# 医療情報標準化推進協議会

## 設立主旨及び経緯

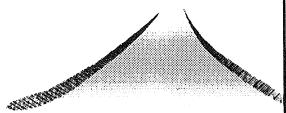
平成13年5月

日本医療情報学会標準化委員会委員  
豊田 建



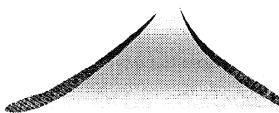
## 医療情報標準化協議会の設立の経緯

- 複数の医療情報に関する規約の存在  
MML、MERIT-9、HL7ver2.3、HL7ver3、DICOM、etc...
- 国内における標準化推進組織の不在
  - 標準決定のプロセス
  - 当該標準に関する権利と責任
  - 標準を維持していく体制
- 電子カルテの普及に伴う標準の要請
- 医療情報ネットワークの普及
- ISO/TC215による国際的な動向



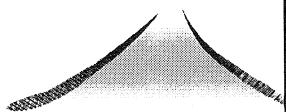
## 医療情報標準化協議会の目的

第3条 本会は、保健医療福祉情報システムで扱う情報(患者情報を含む)を電子的に交換するための方法、コードを含む記述形式、保存形式などについて、標準化活動に関する団体間での一貫性のある活動を実現するために、標準化の方針と内容について協議を行う。同時に利用目的ごとに採択すべき標準規格を推奨し、その利用のための指針を示す。



## 医療情報標準化協議会の事業

1. 標準規格の採択:会員各団体から申請のあった標準案について、他の内外の規格との整合性、一貫性、また当該標準案の完成度、維持体制などについて審議し、目的ごとに使用すべき標準規格を採択し、「医療情報標準化指針」を策定する。
2. 情報の提供:標準化の推進のための情報として「医療情報標準化レポート」を提供する。
3. 各団体との協議:上記審議の過程で、必要に応じて、標準化活動を行っている団体に対して、適切な助言を行う。
4. 國際活動への支援:国際的な標準化活動において、日本固有の規格の提案、他の規格との調整などにつき、協議の上支援を行う。
5. その他本会の目的を達成するために必要な業務を行う。



## 医療情報標準化協議会の運営の基本

- 誰にでも開かれた運営
  - ・個人会員は、その都度実費程度の参加費を払うことにより、各種委員会に出席し、意見を言うことが出来る。(議決権は正会員のみ)
- 標準化活動を行なっている団体は、基本的には正会員になることが出来る
  - ・所定の入会手続きは必要
  - ・特別な要件はない
  - ・会費の支払い義務
  - ・「医療情報標準化指針」「医療情報標準化レポート」を普及させるために適切な活動を行なう義務
- 医療情報標準化推進協議会は、自ら標準を作る機関ではない

